

私有林の経営について

宮崎大学農学部 三 善 正 市

I. 私有林経営の特性

森林は、森林法第1条に示すように、「森林の保続培養と森林生産力の増進とを図り、もって国土の保全と国民経済の発展に資する」ために利用さるべきである。しかし、わが国の最近の森林の現状と社会的要請からみて、森林は国土保全・水資源涵養・国民保健休養等の公益的機能を発揮するように経営さるべきであるという傾向が強くなっている。昨年の森林法の改正で林野の開発行為についての許可制度が定められたことも、その一環であろう。

森林の経済的機能と公益的機能とを相互に矛盾なく発揮できるような森林が保有されておれば問題はないが、木材需要の増大と林野開発による森林資源の減退が起るようになれば、公益的機能の発揮には自ら限界があるとか、両者は矛盾する局面があるという意見もでてくることになる。

経済的利用を目的とする森林であっても、できるだけ公益的機能が発揮されるように経営されねばならぬことは言うまでもない。しかし国有林または公有林と私有林とでは、その所有形態が異なるように森林の利用目標も同一視すべきではないと考える。前者は当然公共的性格が強いが、私有林の公共的利用に関する公的規制には自ら限界があり、私有林経営上、諸種の問題が生ずるおそれがある。

私有林経営が企業的であれ、備蓄的であれ、その経営者の所得に直接つながることは疑いなく、経済事業として生産性の向上をはかることを目標とすべきものであり、公共性が生産性を制約せざるを得ないならばそのために、所得の上昇が妨げられることのないように、公的措置が講ぜられねばならぬと考える。

私有林経営の目的は生産性の向上、ひいては所得の向上をはかるものであり、私有林経営に影響を及ぼす諸種の要素を十分に勘案して、最も適合する経営方法を選ばねばならぬ。

私有林経営に影響を及ぼすと考えられる主な要素として次のものがあげられよう。

II. 私有林経営の類型

私有林経営に影響する要因としては図一1のように事業体、林業的環境、森林の構成、林業労働、生産設備、木材の流通・販売、林業技術、法的規則など多くの要因があげられる。

私有林を最も有利かつ合理的に経営するためには、この要因を適切に組み合わせた経営法が選択されねばならぬが、実際には極めて多岐にわたって区分されることになる。

私有林の経営規模については、吉田正男(林業経営学通論)は自営林は1ha以下、家業林は1~20ha、企業林は小規模が20~100ha、中規模が100~300ha、大規模が300ha以上と区分している。坂口勝美(林業経営と更新技術)は小規模は5ha以下で主として農業の副次的部門、中規模は5~50ha前後で同じく副次的部門として存在するが、連年の林業生産がいくらか可能となる。大規模は50ha前後以上とし、小規模層における林業経営はおしなべて経営規盤がせい弱で、かつ生産活動も一般に停滞的であるが、農家経済を支える一部門となっている。大規模層および中規模層の一部においては連年の作業が可能であるにもかかわらず、計画的経営を行なっている経営者が少なかったが、最近では漸次合理的経営展開の芽をみせているものがあらわれている、と述べている。又森巖夫(日本の林業)は林家の主要経営類型を山林保有面積(大、中、小、零細規模)、成熟度(人工林率、齢級構成)、経営型(一貫経営型、育林型、非生産型、放置型)によって類別している。

ここでは九州地方の私有林について経営規模(大、中、小規模)により大別し、その人工林率、林木の齢級構成、農林業生産の比重、経営の集約度等により類別してみよう。

1. 大規模経営(経営面積約50ha以上)

(1) 保続生産型: 有名林業地として発展してきたところはほとんど人工林化し、個別でもおよそ60%以上の人工林率となり、保続生産林ができあがって、林業生産額も極めて高位である。

(2) 林転途上型: 後進林業地の大規模経営の多くは従来採取林業が主体で財産保持的経営であったが、木材の需要構造の変化と、拡大造林政策にそって人工林化の途上にあるものが多い。この経営では主として天然林からの収穫をはかりつつ、植栽事業と幼齡人工林の保育事業を進めている投資経営期にある。

(3) 非生産型: 所謂財産保持的経営であって天然林のまま放置し、必要に応じて天然林の伐採収入をはかっている類型である。わが国の森林計画制度の趣旨および地域産業の振興をはかるためには、このような放置

的経営は許さるべきでないので、適切な啓蒙、指導を与えて合理的経営へ転換せしめねばならぬ。

2. 中規模経営（経営面積約5～50ha）

この類型に属するものは、農家林業として農林兼業によるものが多く、専業林家は少ない。この層では経営規模、人工林率、年齢構成、等によって林業の農家経済における位置には大きな相違がみられる。すなわち経営規模が約20～50haのもので早くから人工林化しているものでは、林業が農家の主要部門となって林業主業型で、所謂自立林家となっており、林業生産がほぼ保続できて安定している。

次に農林併行型は農業生産と林業生産が相並んで農家の主要部門を形成する場合であり、季節的に農業と林業経営が運営される。一般に、この層において前者より経営規模が小さいか、あるいは人工林化が遅れているもので、未だ人工林からの用材生産が軌道にのっていない。

又、中規模の経営林をもちながら、労働力不足、造林資金不足あるいは林業に熱意を持たないため、採取林業から脱し得ないものである。未だほとんど天然林のまま放置している農業主業型であって、農家の保有に陥る。

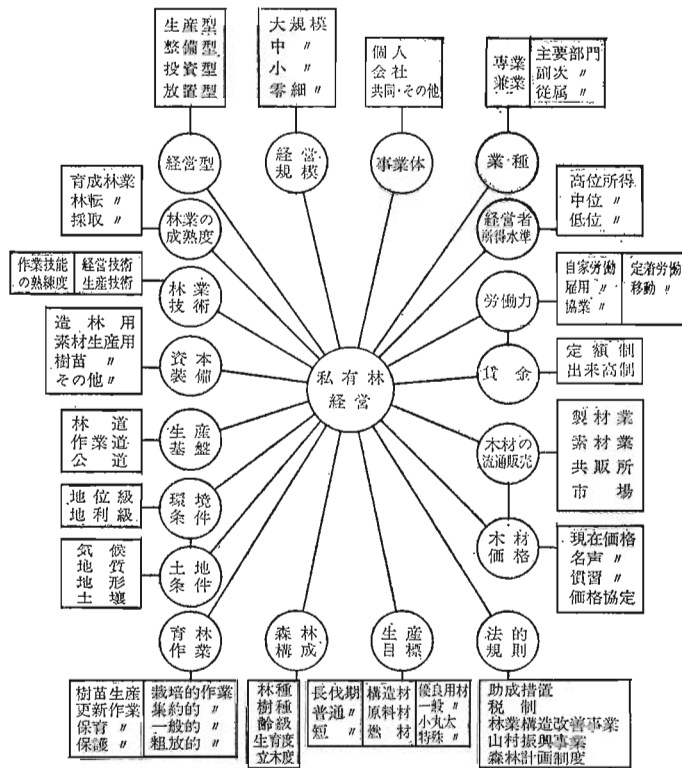
3. 小規模経営（経営面積約5ha以下）

大部分農家の家族経営的林業であって、経営規模が小規模ないし零細規模であるから、農家の副次部門ないし従属部門として営まれる用材林業やシイタケあるいは薪炭生産林業である。農家経済における位置は一般に低く、林業経営の感覚も薄い。

小規模経営を大きく3区分して、人工林化が進んでいて年齢構成が整備されているものは、集約度の高い育林作業が可能であって、一部では生産性を高めるため優良小径材や特殊材の生産をはかっている集約型経営がみられる。

次に農業労働に余力があって、地利・地位も比較的良く、漸次人工林化を進めているが、未だ人工林は幼齢であって人工林からの用材生産が期待できないで、人工林の保育作業に努めている段階のものが、現在では九州では普通型であ。

又、自家労働力の不足あるいは地利・地位の劣るところは未だに農家の従属部門としての林業の域を脱し得ないで放置型のものがある。僅かながら人工林化を進めているものも、育林作業の集約度が低く、粗放であって、不良人工林となっている粗放型経営をみうける。



図一 私有林経営に影響を及ぼす要素